

令和6年10月7日

入札参加資格停止措置について

1. 資格停止措置業者名 : 久富電設 株式会社

2. 資格停止措置期間 : 令和6年10月7日 ~ 令和7年7月6日
(9ヵ月)

3. 事 実 概 要 :

久富電設株式会社の代表取締役が、池田町発注の工事において、便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下、池田町長（当時）に現金を供与した贈賄の罪及び池田町が執行した「保育園空調機設置工事」に係る入札に関し、池田町長（当時）から秘密事項である指名業者の教示を受け落札した公契約関係競売入札妨害の罪で令和6年7月22日に岐阜地方検察庁から起訴された。

4. 資 格 停 止 措 置 :

当該業者の上記案件に係る行為は、「笠松町競争入札参加資格停止措置要領」（平成12年訓令乙第2号）別表第2第3号イ（贈賄）に該当するため、9ヵ月の資格停止を行うものである。

資格停止措置業者及び停止期間

資格停止業者 (笠松町登録)	本社所在地	資格停止の期間
久富電設 株式会社 (資格者番号: 331)	岐阜県大垣市小野一 丁目22番地1	令和6年10月 7日から 令和7年7月 6日まで (9ヵ月)